

社会福祉法人米原市社会福祉協議会

パートタイマー職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に従事するパートタイマー職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものである。

(適用)

第2条 この規程の職員は、パートタイマー職員就業規則第2条に規定する職員とする。

(給与)

第3条 職員には、パートタイマー職員就業規則第23条に規定する勤務時間による勤務に対する対価として給与を支給する。

2 前項の給与は、次のとおりとする。

(1) 基本給

基本給は別表1の時間給とし、雇用契約書により明示する。

(手当の種類)

第4条 職員に次の各号の手当を支給することができる。

(1) 通勤手当

(2) 時間外勤務手当

(3) 年末年始勤務手当

(4) 宿直手当

(5) 時間帯手当

(6) 福祉介護人材処遇改善手当

(7) 期末一時金

(手当の額)

第5条 前条に規定する手当の額は、次のとおりとする。

(1) 時間外勤務手当、年末年始勤務手当、時間帯手当、宿直手当については、本会正規職員給与規程を準用する。

(2) 福祉介護人材処遇改善手当は、在職する福祉介護職員に対して、別表2の金額を毎月の給与で支給する。

(3) 通勤手当については、別表3のとおりとする。

(4) 期末一時金の額については、その都度会長が別に定める。

(給与の支給)

第6条 給与は、当月1日から当月末日までを計算期間とし、支払い日は翌月の20日とする。ただし、給与支払日が休日の場合には、その前日に繰上げ支払うものとするもやむを得ない事情があるときは翌日に繰下げる。

- 2 計算期間の途中で採用され、または退職した場合の給与は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割り計算して支払う。
- 3 給与は、通貨でその全額を直接若しくは本人名義の預貯金口座に振り込むことにより支払う。ただし、次に掲げるものは給与から控除するものとする。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 健康保険（介護保険を含む）および厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
 - (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
 - (5) 職員代表との書面による協定により給与から控除することにしたもの
- 4 その他の給料の支給については、正規職員給与規程を準用する。

（休暇等の給与）

第7条 職員が年次有給休暇を取得した期間は、就労実績に基づき算定し支給する。

- 2 パートタイマー職員就業規則第32条第5号から第8号及び第10号に規定される特別休暇、産前産後の休業および母性健康管理のための休暇、育児時間を取得した期間、生理日就業困難者の措置については、無給とする。
- 3 介護休業、育児休業については、無給とする。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年7月29日に改正し平成23年4月1日から適用する。

この規程は、平成24年1月5日から施行し、平成24年1月1日から適用する。

（経過措置）

平成24年1月1日から平成24年3月31日までの間、平成23年12月31日までに従事している職員の基本給については、改正後の米原市社会福祉協議会パートタイマー職員給与規程別表1の規程にかかわらず、なお従前の例による。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

